

各訪問看護ステーション管理者 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公 印 省 略)令和5年度(2023年度)在宅医療等に係る特定行為看護師等養成研修会の
開催について(通知)

平素から本県の保健医療行政の推進に御支援をいただき、深く感謝申し上げます。

近年、医療の高度化・専門化及び高齢化の進展により、看護職員の確保及び資質向上が求められていることに加え、在宅医療の推進に伴い、特定行為看護師や認定看護師の需要が高まっており、地域において、専門性の高いケアを提供できる看護職員の育成を図ることが求められています。

このため、熊本県では県内訪問看護ステーションでの特定行為の導入を御検討いただくために、下記のとおり研修会を開催することといたしましたので、参加について御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 対象者 熊本県内の訪問看護ステーション管理者等
- 2 日 時 令和6年(2024年)3月7日(木) 13:30~15:30
(受付13:00~)
- 3 方 法 ハイブリッド形式(集合・オンライン)
集合:熊本県庁防災センター 308会議室
(熊本市中央区水前寺6-18-1 電話096-333-2206)
オンライン:Webex使用による参加
- 4 研修内容
テーマ:「訪問看護ステーションでの特定行為導入から実践」
講 師:社会医療法人卓翔会訪問看護ステーションこんにちわ
管理者 永野 裕 先生

※その他、厚生労働省九州厚生局向井看護指導官から、特定行為研修の概要、
国の補助事業等の説明をいただく予定です(詳細は裏面要領を御参照ください)。

5 申込方法

参加希望者は、令和6年(2024年)3月1日(金)までに次のQRコードからお申し込みください。



フォームのURL(インターネット)

<https://logoform.jp/form/x4b6/483456>

(問合せ先)

担当 医療政策課看護班 坂梨、竹園

TEL 096-333-2206

e-mail sakanashi-r@pref.kumamoto.lg.jp

令和5年度（2023年度）在宅医療等に係る特定行為看護師等養成研修会実施要領

第1 目的

医療の高度化・専門化及び高齢化の進展により、看護職員の確保及び資質向上が求められていることに加え、在宅医療の推進に伴い、特定行為看護師や認定看護師の需要が高まっており、地域において、専門性の高いケアを提供できる看護職員の育成を図ることを目的とする。

第2 日時及び場所

- (1) 日時：令和6年（2024年）3月7日（木）13：30～15：30
（受付13：00～）
- (2) 方法：ハイブリッド形式（集合・オンライン）
集合：熊本県庁防災センター308会議室
（熊本市中央区水前寺6-18-1）
オンライン：Webex 使用による参加

第3 対象

熊本県内の訪問看護ステーション管理者等

第4 研修会内容

- 1 開会 5分
- 2 研修会
 - (1) 特定行為研修の概要
（九州厚生局健康福祉部医事課看護指導官 向井 葉子 ） 15分
 - (2) 訪問看護ステーションでの特定行為導入から実践
（訪問看護ステーションこんにちわ管理者 永野 裕 ） 45分

※永野先生は、特定行為看護師の資格を取得後、現在鹿児島県薩摩川内市の訪問看護ステーションにて管理者として御活躍されています。
今回、訪問看護ステーションで特定行為を行うことによって、どのような利点や変化があったのか実際の体験を基に御講演いただきます。
 - (3) 特定行為研修制度の推進
（九州厚生局健康福祉部医事課看護指導官 向井 葉子 ） 20分
 - (4) 第8次保健医療計画及び県が実施する補助事業等の概要
（熊本県医療政策課看護班） 15分
 - (5) 質疑応答 15分
- 3 閉会 5分

第5 申込方法

参加希望者は、令和6年（2024年）3月1日（金）までにQRコードから申込み行う。